

**学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準**  
(学校保健安全法施行規則第 18 条 19 条)

分類	病気の種類	出席停止の期間
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡 南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ 熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸 器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、特定鳥イ ンフルエンザ（H5N1・H7N9） <b>新型コロナウイルス感染症</b> ※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指 定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種 感染症	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ（H5 N1・H7N9）を除く） 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風しん 水痘（みずぼうそう） 咽頭結膜熱（プール熱） 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日（幼 児にあつては 3 日）を経過するまで 特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正 な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱後 3 日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した 後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好にな るまで 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消退した後 2 日を経過するまで 病状により学校医その他の医師において感染 のおそれがないと認めるまで 病状により学校医その他の医師において感染 のおそれがないと認めるまで
第三種 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性 出血性結膜炎、その他の感染症 （条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患） 溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病 伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ 感染症、感染性胃腸炎など	病状により学校医その他の医師において感染 のおそれがないと認めるまで 全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止 を要する場合など

通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例  
 アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹（とびひ）